



第3回常陸大宮市消防ポンプ操法大会開催

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、消火活動のみならず、地震や風水害等の大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防ぎょ活動など非常に重要な役割を果たし地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。

消防ポンプ操法大会は、消防団員が一致団結し、規律とスピード・技を競う競技です。地元の名誉と誇りを懸け、暑い真夏の夜をものともせず汗を流して訓練に励みました。

8月26日（日）、各支団の代表が消防広場に集結し「第3回常陸大宮市消防ポンプ操法大会」が開催され、優秀な成績を残しました。中でも優勝した支団は、9月30日（日）に大子町で開催される県北地区大会に常陸大宮市の代表として出場します。

- ポンプ車の部 優勝 美和支団 2位 緒川支団
- 小型ポンプの部 優勝 美和支団 2位 御前山支団
3位 大宮支団



消防協力者に感謝状を贈呈

7月25日、午前8時50分頃、常陸大宮市若林地内で発生した交通事故現場を通りかかった利根コココーラボトリング(株)常陸大宮支店、社員の佐藤武久さんは、すぐさま横転した車両より負傷者を救出救護しました。

また、この事故で軽トラックから火災が発生しましたが、近くの修理工場経営の鈴木一浩さんが消火器等を使い初期消火し、被害を最小限に食止めました。

市消防本部はこの2人に8月6日、それぞれ相沢武夫消防長より感謝状を贈呈しました。



◆住宅用火災警報器を設置しましたか？

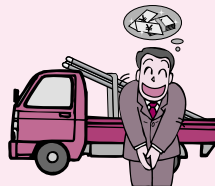
平成16年6月に消防法が改正され、全国一律に平成18年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

市条例では既存住宅への適用時期を平成20年6月1日としていますので、早めに設置しましょう。

知って得する 消費者情報⑨

悪質な「物干し竿の移動販売」にご注意

自動車に物干し竿等を陳列して巡回する移動販売による被害が増加傾向にあります。「2本1,000円」などと宣伝して別の高額な竿を売ったり、竿を切って長さを調整してしまっても買わざるを得ない心理に陥らせて販売するケースがあります。移動販売を利用すると、お店から自宅まで品物を運ばなくてもよいなど利点もありますが、自ら呼び止めて購入している場合は、訪問販売に当てはまらずクーリング・オフの対象になりません。また、移動して販売していることや、事業者名や連絡先がわからないことから事業者を特定することが出来ないことも多く、一度代金を支払ってしまうと、解約や返金などの実質的な被害の回復は困難なのが現状です。



消費者の皆さんへ

- ◆声をかけるのは慎重にしましょう。
- ◆購入する前に商品と価格を十分確認し、不要な場合はその場ではっきりと断る勇気を持ちましょう。
- ◆事業者名、連絡先、車のナンバーを確認し、領収書を必ずもらいましょう。
- ◆物干し竿を買う時は、近所のホームセンターや金物店に確認したうえで、運送してもらうのもひとつの方法です。
- ◆すこまれたり、脅された場合は警察に相談しましょう。
- ◆トラブルにあったら消費生活センターへ相談しましょう。

〈問い合わせ先〉

茨城県消費生活センター ☎ 029-224-4722
常陸大宮市消費生活センター(本庁商工観光課内)
☎ 52-2185(直通)